

＜面会交流調停を申し立てる方へ＞

1 概要

別居中又は離婚後、子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に対して子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子どもの年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子どもの健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、申立人、相手方及び子どもの状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・対象となる子（未成年者）1人につき 1200 円
- 連絡用の郵便切手・・82 円×10 枚、10 円×10 枚、1 円×10 枚、140 円×1 枚 合計 1,070 円分

3 申立てに必要な書類等

- 申立書 2 通
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の 3 通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計 2 通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参ください。
○ 申立書には、相手方に知られたくない住所を記載しないでください。相手方に知られたくない住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。
- 事情説明書 1 通
- 連絡先等の届出書 1 通
- 進行に関する照会回答書 1 通
- 子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1 通
→ 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請することができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

（宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域）

宇都宮市、鹿沼市、日光市、那須烏山市、さくら市のうち旧氏家町の区域、下野市のうち旧南河内町の区域、上三川町及び高根沢町

7 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話を聞きながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。

その他、手続についてご不明がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

8 問い合わせ先

〒320-8505

宇都宮市小幡1丁目1番38号

宇都宮家庭裁判所 家事受付係

Tel 028-333-0048

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出

→ 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出

→ 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されないので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません）。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。されることになります。

＜面会交流調停の相手方となつた方へ＞

1 概要

別居中又は離婚後、子どもを監護していない親は、子どもを監護している親に対して子どもとの面会交流を求めて調停を申し立てることができます。また、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子どもの年齢、状況等に相当変化があつた場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停を申し立てることができます。

円滑な面会交流の実施は子どもの健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人及び相手方（あなた）から事情を聴いたり、書類等を提出してもらったりして、申立人、相手方（あなた）及び子どもの状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 相手方となつたときに提出が必要な書類

第1回期日の2週間前までに必ず提出してください。

- 答弁書1通
- 事情説明書1通
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通

3 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります、調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び申立人用としてコピー2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

4 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります。

5 調停の進め方について

調停の流れは別紙のとおりです。

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話を聞きしながら話し合いを進めていくことになります。なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。

- その他、手続についてご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出

→ 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出

→ 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されないので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません）。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。